

非常時における認可保育所等の臨時休園措置等のガイドライン

1 目的

台風や集中豪雨、地震等により人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、児童、保護者及び保育従事者等の生命と身体の安全を守るため、非常時における茅ヶ崎市内の認可保育所等の臨時休園措置等のガイドラインを策定します。

2 対象施設

市内認可保育所、認定こども園（2・3号認定）、地域型保育事業所

3 臨時休園等の判断

市は本ガイドラインに基づき、臨時休園等の決定を行います。ただし、現に危険が迫っている状況である場合を除き、認可保育所等の個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、市に事前連絡の上、対応を協議することとします。

4 臨時休園等の目安

次のいずれかに該当する場合、又は今後該当する可能性が高いと判断した場合は、臨時休園を行うことを基本とします。

- (1) 気象庁から本市に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されている場合
- (2) 認可保育所等が所在している地区（町名：本村一丁目や平和町など）に対して、警戒レベル3以上の避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）を本市が発令している場合

※気象庁が発表する防災気象情報の『警戒レベル3相当～警戒レベル5相当』ではなく、茅ヶ崎市が発令する避難情報の『警戒レベル3～警戒レベル5』が目安の基準となりますので、防災無線や市ホームページ等でご確認ください。なお、下記URL又は、二次元コードからアクセスの上、市ホームページの『防災・緊急情報』のページの『避難情報』で発令の有無及び対象地区をご確認いただけます。

<<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1038257/index.html>>



- (3) 本市に震度5弱以上の地震が発生し、施設等に被害が確認されたり、ライフラインに損傷が生じたり、交通機関の突発的臨時運休など社会状況が正常でなかったりなど、安全な保育の実施が困難である場合

5 登園状況による対応

	登園前	登園後
臨時休園	登園の見合わせ。	至急の引き取りを依頼。 ただし、引き取りに行くことが危険な場合（洪水発生等）は、安全な状況になってから、引き取り。

6 再開の目安

臨時休園と判断した状況が全てなくなり、保育の運営に支障がなく、受け入れ態勢が整った場合に保育を再開します。この際、給食提供が困難である場合などには、それに応じた特別な措置を取ることとします（お弁当持参の依頼や午後から開園など）。

また、特別警報及び避難情報解除による再開時期は下表のとおりです。

特別警報及び警戒レベル3以上の避難情報が解除された時刻	保育の再開時期
午前6時以前	※施設の状況等に鑑み、原則、通常の開園時間から開園
午前6時以降正午以前	※施設の状況等に鑑み、原則、開園時間を遅らせて（遅くとも13時から）開園
正午以降	当日は1日臨時休園

※施設の状況等により開園ができない場合や特別な措置を取る場合は、その旨を、また、開園時間を遅らせる場合は、その時間を保護者へ周知することとします。

7 保護者等への説明・周知

本ガイドラインによる臨時休園等の対応については、市ホームページに公表するとともに、認可保育所等においても、保護者懇談会や入所内定面接等、あらゆる機会を捉え、平常時から保護者に対して、十分な説明と周知を行うものとします。